

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年7月16日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和3年5月6日午後5時45分頃、幕別町字栄245番地1付近の町道明倫15号線において、相手方が運転する車両が当該道路を東進中、路面排水設備の横断トラフ設置箇所を通過した際に、ぐらつきがあったグレーチングが跳ね上がり、車両運転席ドア下部のフレームの一部を破損する事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額 218,196円

3 損害賠償の相手方

町内在住の男性